

精神障害者にも交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情

1 趣旨

現在、JRをはじめとする「交通運賃の割引制度」の対象者は身体障害者手帳を所持する身体障害者および療育手帳（愛の手帳）を所持する知的障害者の方々となっています。精神保健福祉手帳を所持する精神障害者はいまだに対象外のままです。

また日本も国連障害者権利条約を批准し、2016年（平成28年）年4月1日からは障害者差別解消法が施行されました。交通運賃割引制度においても、精神障害者をそのサービスの対象外にしたままであることは、理不尽な状況と評価されてしかるべきです。

精神障害者の多くは、著しく立ち遅れた精神医療保健福祉制度との関連から、非常に劣悪な社会環境のもとで経済的にも困難な生活を強いられています。またこのような割引制度を利用できれば、精神障害者の活動範囲も広がり自身の生活の質（QOL）の向上に寄与するものと考えます。

私たちは、「障害の種別を問わず、すなわち精神障害者も交通運賃割引制度の対象にしてください」と、家族会の全国組織、全国精神保健福祉連合会（通称、みんなねっと）を通して毎年国会に意見書を提出していますが未だ実現されていません。

2 理由


交通運賃割引制度を精神障害者も身体および知的障害者と同じく対象としていただけますよう衆議院および参議院へ意見書の提出をお願いいたします。

2019年（令和元年）年5月15日

陳情者

住所：〒190-0182

東京都西多摩郡日の出町平井 1115-6

氏名：小笠原 勝二 
西多摩精神障害者家族会
(通称：西多摩虹の会)

TEL： 

あきる野市議会議長

子 籠 敏 人 殿

